

議会案第3号

令和3年3月22日 提出

## 八戸市議会会議規則の一部を改正する

### 規則の制定について

八戸市議会議長 森園秀一様

提出者	八戸市議会議員	藤川優里
〃	〃	冷保
〃	〃	間仁
〃	〃	中村益則
〃	〃	田名部裕美
〃	〃	日當正男
〃	〃	田端文明
〃	〃	工藤悠平
〃	〃	小屋敷孝
〃	〃	寺地則行
〃	〃	伊藤圓子
〃	〃	立花敬之

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

## 八戸市議会会議規則の一部を改正する規則

八戸市議会会議規則（昭和42年八戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「疾病、看護、出産、出産の立会い、育児、忌引その他」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、忌引その他の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条中「疾病、看護、出産、出産の立会い、育児、忌引その他」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 理 由

八戸市議会会議規則中、会議及び委員会への欠席の届出並びに請願書の記載事項等に関する規定の一部を改正するものである。